



「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」について

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～（令和5年11月2日 閣議決定）（主な箇所抜粋①）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

地方創生臨時交付金のうち、2023年3月に措置した、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる「重点支援地方交付金」において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス使用世帯への給付等の支援を、事業者には、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行っている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う。

執行に当たっては、同交付金が物価高の影響緩和に必要とされる分野に有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が地方公共団体に対して、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、これらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。その際、入院時の食費の基準が、長年据え置かれ、介護保険とも差が生じていることを踏まえ、診療報酬の見直しに向けた検討を行うことと併せ、それまでの間、早急かつ確実に支援（※12）を行う。

※12 2023年度中については、重点支援地方交付金により対応。2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1. 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

（2）人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

医療・介護・障害福祉分野においては、2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を早急に講ずる。

施策例

- ・医療・介護・障害福祉分野における処遇改善支援事業（厚生労働省、こども家庭庁）

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～（令和5年11月2日閣議決定）（主な箇所抜粋②）

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1. 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

（3）「年収の壁」への対応を含めた所得向上への取組

若い世代、女性や高齢者など、非正規雇用労働者の所得向上を図るため、いわゆる「年収の壁」（※18）を意識せず働くことができるよう、制度改革を待つことなく、「壁」を乗り越える者を支援する。

「年収の壁」については、将来の年金給付増につながる被用者保険の適用拡大とともに、次期年金制度改革に向けた議論の中で制度の見直しにも取り組むこととしている。それまでの緊急的な対応も重要であり、「年収の壁・支援強化パッケージ」（※19）を着実に実行していく。「106万円の壁」に対しては、新たに創設したキャリアアップ助成金のコースにより、事業主に対して、申請人数の上限なく、労働者一人当たり最大50万円の支援等を行う。事業主に支給されるこの助成金は、社会保障負担の緩和にもつながることで、労働者の所得増加を後押しするほか、被用者保険への加入を加速化させ将来の年金給付の増額にも資するものである。「130万円の壁」に対しては、保険者が扶養認定を行うに際して、被扶養者の就労先が当該被扶養者の収入の増加が一時的な収入変動であることを証明することにより、扶養に入っていることの迅速な判断を可能とする。企業の配偶者手当の見直しを促進するため、見直しの手順のフローチャートを示す資料を周知する。当該パッケージに関し、ワンストップで対応できる相談体制を確保する。これらの施策により、希望する労働者が「年収の壁」を意識せず、時間の制約に縛られることなく働くことができるようにするとともに、人手不足に直面する事業主の労働力確保にもつなげていく。

※18 第3号被保険者（被扶養者）として社会保険料負担がなかった者が、一定以上の収入となった場合において、社会保険料負担が発生する、又は、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることにより、手取り収入が減少すること。年収106万円では厚生年金保険・健康保険に、年収130万円では国民年金・国民健康保険に加入することとなり、それぞれ「106万円の壁」、「130万円の壁」と呼ばれる。

※19 令和5年9月27日全世代型社会保障構築本部決定。

施策例

- ・ 年収の壁・支援強化パッケージ（厚生労働省）

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～（令和5年11月2日 閣議決定）（主な箇所抜粋③）

第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する 2. イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援

（前略）市場が急速に拡大し医療の高度化に資することが期待されるプログラム医療機器（S a M D（※55））について、二段階承認（※56）の考え方の明確化や診療報酬制度の在り方について検討を行った上で、2023年度中に所要の措置を講じ、普及の加速を図る。

※55 Software as a Medical Device(ソフトウェア医療機器)の略称。

※56 安全性など、一定の条件を満たせば医療現場で利用するケースを認め、その後、十分な効果を確認してから本承認する仕組み。

施策例

- ・ プログラム医療機器の開発・市場投入の促進（内閣府、厚生労働省）【制度】

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～（令和5年11月2日閣議決定）（主な箇所抜粋④）

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する 5. 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

（医療・介護分野におけるデジタル技術を活用した効率化）

効率化を実現するには、ICT技術の活用と、それによる生産性向上の結果を診療報酬・介護報酬制度へ反映することが重要である。医療従事者の事務負担等を軽減するため、診療報酬の算定に関するシステムの開発を始めとした診療報酬改定DX等の推進を行う。

報酬改定に当たって、常勤又は専任の医療・介護従事者の配置要件等の見直しについて、医療及び介護の質の担保を前提に、柔軟な働き方を推進する方向で検討し、2023年度中に所要の措置を講ずる。併せて、報酬改定も見据え、ICT機器等の導入を通じた生産性向上が促されるよう検討の上、2023年度中に所要の措置を講ずる。

マイナ保険証の利用促進や環境整備を進めるため、医療機関・保険者への支援や、「オンライン資格確認等システム」等の改修を行う。（後略）

診療報酬改定時の医療機関等によるシステム改修を効率化するため、簡易に報酬計算を行える共通算定モジュールの開発に着手する。中小規模の病院や診療所が取り入れやすい標準型レセプトコンピューターの開発を継続する。（後略）

診療報酬上、書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目について、デジタル原則（※72）に倣い医療現場において電磁的方法の活用が進むよう、2024年度診療報酬改定において、関係ガイドラインを踏まえつつ、2023年度中に必要な検討を行った上で措置を講ずる。

※72 デジタル臨時行政調査会において、令和5年12月に策定され、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、「デジタル社会の実現に向けての理念・原則」として位置づけられている。

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～（令和5年11月2日 閣議決定）（主な箇所抜粋⑤）

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する 5. 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

（医療分野のオンライン活用による利便性向上）

高齢者等の医療確保の観点や年代別のオンライン診療の受診状況の違い等の実態を踏まえ、診療報酬上の取扱いを含め、適切なオンライン診療の更なる普及を図る。具体的には、通所介護事業所や公民館等の身近な場所におけるオンライン診療の受診の円滑化の観点から、居宅以外にオンライン受診が可能な場所について明らかにするほか、都市部を含めオンライン診療のための医師非常駐の診療所を公民館等で開設可能とすることについて、2023年内に結論を得る。

（医療・介護分野の持続可能な体制の構築）

医療アクセスが困難な地域における患者の十分な在宅医療を確保するため、都道府県が認める場合に医療機関の管理者の兼務が可能であること、及び、地域の在宅医療の提供状況に応じ16キロメートルを超えた往診が可能となる「絶対的な理由」の内容について、2023年中に、更なる整理・周知を行う。

2024年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を早急に講じる。

施策例

- ・ 診療報酬・介護報酬における常勤・専任要件等の緩和（内閣府・厚生労働省）【制度】
- ・ オンライン資格確認の用途拡大等の推進（厚生労働省）
- ・ マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援（厚生労働省）
- ・ マイナンバーカードと健康保険証一体化周知広報事業／コールセンター設置（厚生労働省）
- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等経費（厚生労働省）
- ・ 診療報酬における書面要件の廃止・デジタル化（内閣府・厚生労働省）【制度】
- ・ 診療報酬計算をシステム支援するための「診療報酬改定DX（共通算定モジュールの開発等）」（厚生労働省）
- ・ レセプトオンライン請求の促進に向けた周知広報等経費（厚生労働省）
- ・ オンライン診療の普及促進（内閣府・厚生労働省）【制度】
- ・ 地域における持続可能な在宅医療提供体制の構築（内閣府・厚生労働省）【制度】
- ・ 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善支援事業（厚生労働省、こども家庭庁）〈再掲〉

デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～（令和5年11月2日 閣議決定）（主な箇所抜粋⑥）

第5節 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

3. 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

（1）国民の安全・安心の確保

感染症等に対応する医薬品の供給不安を解消するため、これまで増産要請に対応してきた企業が更なる増産を行う場合の人員体制の整備や、設備の増強を支援するとともに、2024年度薬価改定において、安定的な供給確保に向けた薬価上の措置を検討する。